

引き続き、刑事手続及び犯罪被害者保護・支援のための制度等を分かりやすく説明した被害者向けパンフレットを全国検察庁や警察署等の関係機関に交付の上、被害者に配布するとともに、法務省ホームページに掲載して、周知徹底を図っている。

(9) 日本司法支援センターによる支援

第4節1「相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）」(34)を参照。

(10) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努めていくこととしており、法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、パンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行っているものである。

また、法務省において、刑事手続及び犯罪被害者保護・支援のための制度等を分かりやすく説明した被害者向けパンフレットを全国検察庁や警察署等の関係機関に交付の上、被害者に配布するとともに、法務省ホームページに掲載して、周知徹底を図り、刑事手続の流れや被害者等通知制度等を紹介する広報ビデオ「被害者とともに」を全国の検察庁に配布し、被害者等に対する説明に利用しているところである。

今後は、引き続き、刑事手続及び犯罪被害者保護・支援のための制度等の周知徹底を図るとともに、内容を拡充してより広範な案内となるような被害者向けパンフレット、外国語パンフレット及びDVDを作成・制作し、関係機関に配布する予定である。

全国の都道府県警察において、検視、司法解剖に関する手続等を盛り込んだパンフレッ

トの作成、配布を行い、遺族に対する適切な説明及び配慮に努めていくこととされた。

平成18年4月1日現在、21府県警察において、同パンフレットの作成をしており、平成18年6月には、各都道府県警察本部の検視担当課の検視担当幹部を対象とした検視担当官会議を開催し、同パンフレットのモデル案を配布するとともに、作成、配布の推進について指示したところである。

また、平成18年7月には、検視、司法解剖に関する手続等を盛り込んだパンフレットのモデル案を示した文書を発出するとともに、同パンフレットの作成、配布について指示した。これに基づき、引き続き、本施策の推進について指導するとともに、同パンフレットの整備状況について把握することとしている。

警察における「被害者の手引」の内容の充実等については、第4節1「相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）」(28)を参照。

(11) 捜査に関する適切な情報提供

全国の都道府県警察において、「被害者連絡制度」を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等を提供するよう努めていくこととされた。

これまでも、殺人、傷害等の身体犯の被害者又はその遺族、ひき逃げ事件の被害者若しくは遺族又は交通死亡事故の遺族に対し、被害者から事情聴取を行った捜査員等の事件担当捜査員が、被害者連絡を行っている。

連絡される内容は捜査状況のほか、被疑者検挙の旨、被疑者の氏名、年齢等、被疑者の処分状況である。

法務省においても、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努めていくこととされた。

そこで、平成18年1月、最高検察庁から各高等検察庁及び各地方検察庁あてに、本施策の実施につき適切な対応が行われるよう留意事項を通知しているほか、会議や研修等の

犯罪被害者の方々へ



被害者の手引



出典：法務省及び警察庁ホームページ

様々な機会を通じて検察の現場への周知徹底を図っており、検察庁は、捜査段階から、捜査に及ぼす支障等も総合考慮しつつ、必要に応じ、適切な形で、被害者等に捜査に関する情報を提供するよう努めている。

(12) 交通事故捜査の体制強化等

各都道府県警察本部において、交通事故捜査担当課に事故捜査指導官を配置して警察署等に対する指導を強化するとともに、交通鑑識係を設置し、交通事故現場における鑑識活動を強化している。

また、個々の捜査員の能力向上を図るために、交通事故捜査員に対する交通事故鑑定専科を始めとする各種捜査研修を実施するとともに、迅速・的確な交通事故捜査を推進するため、交通事故自動記録装置（交通事故の衝突音、スリップ音を感じ、事故の直前、瞬間、直後の状況を録画する装置）を始めとする捜査支援機器の整備・活用を図り交通事故捜査の充実に努めている。

警察庁においては、平成18年春の組織改編により、交通事故事件捜査指導室を設置するとともに要員も増強し、各都道府県警察本部の事故事件捜査を指導する体制を強化した。また、千葉県警察において交通捜査課を、岡山県警察において交通鑑識係をそれぞれ新設

する等、各都道府県警察においても交通事故事件捜査の体制強化に努めている。

(13) 交通事故に関する講義の充実

第2節3「保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）」(13)を参照。

(14) 不起訴事案に関する適切な情報提供

法務省において、不起訴記録の弾力的開示等現行制度を周知徹底させるとともに、不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努めていくこととされた。

不起訴記録の弾力的開示等現行制度の周知徹底については、第1節1「損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）」(6)を参照。

不起訴処分に関する説明の実施については、平成18年1月、最高検察庁から各高等検察庁及び各地方検察庁あてに、本施策の実施につき適切な対応が行われるよう留意事項を通知しているほか、会議や研修等の様々な機会を通じて検察の現場への周知徹底を図っている。